低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この技術的審査業務規程（以下「規程」という。）は、登録住宅性能評価機関であるハウスプラス住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 53 条第１項の低炭素建築物新築等計画の法律第 54 条第１項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第２条　技術的審査は、認定基準への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

（技術的審査の実施機関の原則）

第３条　技術的審査を実施できる機関は、所管行政庁が認める次のとおりとする。

（１）審査対象が住宅の場合は、登録住宅性能評価機関が技術的審査を実施するものとする。

（２）審査対象が非住宅の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施するものとする。

（３）審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物（以下「複合建築物」という。）の場合は、住宅部分は登録住宅性能評価機関が、非住宅部分は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が技術的審査を実施するものとする。

（技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域）

第４条　技術的審査を行う時間・休日、事務所の所在地、業務区域、建築物の用途に応じた業務範囲等は前条の審査対象により実施するハウスプラスが別に定める住宅性能評価業務規程等によるものとする。

２　ハウスプラスは、関係所管行政庁が定める区分のものについて技術的審査の業務を行うものとする。

第２章　技術的審査の業務の実施方法

第１節　依頼手続き

（所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼）

第５条　所管行政庁に認定申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理者」という。）は、ハウスプラスに対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副２部提出しなければならないものとする。ただし、第１号に掲げる図書については、正１部を提出することとできる。

（１）ハウスプラスが別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書

（２）別記様式１号の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）

（３）都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「規則」という。）第 41 条第１項で定める認定申請書（第五号様式）

（４）技術的審査の対象となる建築物の設計図書等（規則第 41 条第 1 項の表に定める図書その他ハウスプラスが技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。））のうち、技術的審査の依頼がされた認定基準の区分に応じ必要となる設計図書

等。
2　設計住宅性能評価を技術的審査と同時にハウスプラスに依頼する場合において、技術的審査提出図書のうち、設計住宅性能評価添付図書と重複するものは省略することができる。
3　設計住宅性能評価書が交付されている建築物（ハウスプラスが交付したものに限る。）の技術的審査を依頼する場合においては、技術的審査提出図書のうち、設計住宅性能評価添付図書と重複するものは省略することができる。
4　前２項及び第３項の規定における設計住宅性能評価添付図書は、技術的審査添付図書等として扱う。

（適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼）

第６条　依頼者は、第 11 条第１項の適合証の交付を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合には、ハウスプラスに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者はハウスプラスに対し、次の各号（ハウスプラスにおいて直前の技術的審査を行っている場合にあっては、第３号を除く。）に掲げる図書を、正副２部提出しなければならないものとする。ただし、第１号に掲げる図書については、正１部を提出することとできる。
（１） ハウスプラスが別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書
（２） 別記様式３号の低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査依頼書
（３） 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
（４） 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

（技術的審査の依頼の受理及び契約）
第７条　ハウスプラスは、第５条又は第６条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。
（１）技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第４条の業務を行う区域内であること。
（２）技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
（３）技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
（４）技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
2　ハウスプラスは、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
3　依頼者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、ハウスプラスは、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却する。
4　ハウスプラスは、第１項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承諾書を交付する。この場合、依頼者とハウスプラスとはハウスプラスが別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款（以下「技術的審査業務約款」という。）に基づく契約を締結したものとみなす。
5　前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。
（１）依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であるとハウスプラスが認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を遅滞なくハウスプラスに提出しなければならない旨の規定
（２）依頼者は、ハウスプラスが認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、速やかに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨

の規定
（３）別記様式２号の適合証の交付前までに､依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、ハウスプラスに変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものとハウスプラスが認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
（４）ハウスプラスは、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
（５）ハウスプラスは、依頼者が第１号から第３号までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
（６）ハウスプラスは、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、必要と認められる業務期日を延期できる旨の規定
（７）依頼者が、その理由を明示の上、ハウスプラスに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であるとハウスプラスが認めるときは、ハウスプラスは業務期日の延期をすることができる旨の規定
（８）ハウスプラスは、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
（９）ハウスプラスは、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

（技術的審査の依頼の取下げ）
第８条　依頼者は、適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した申請等取り下げ願い（別記様式６号）をハウスプラスに提出する。
２　前項により取り下げ願いの提出を受けた場合、ハウスプラスは、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却する。

（所管行政庁から依頼される技術的審査）
第９条　所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査は、所管行政庁との契約に基づき行うものとする。

第２節　技術的審査の実施方法

（技術的審査の実施方法）
第１０条　ハウスプラスは、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第１３条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。
２　審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。
（１）技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。
（２）技術的審査を依頼された低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合しているかどうかを確認する。
（３）技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査を行う。
３　審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めるものとする。

（適合証の交付等）

第１１条　ハウスプラスは、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合すると認めたときは、別記様式２号の適合証（第６条による依頼の場合は別記様式４号の適合証（変更））を依頼者に交付するものとする。

２　前項の適合証の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

（１）適合証交付番号　別表「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号

（２）適合の範囲　技術的審査を行った認定基準の区分

３　ハウスプラスは審査員の技術的審査の結果、依頼に係る低炭素建築物新築等計画の全部又は一部が認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、その旨の通知書（別記様式５号）を依頼者に交付するものとする。

第３章　技術的審査料金

（技術的審査料金）

第１２条　ハウスプラスは、技術的審査の実施に関し、ハウスプラスが別紙に定める技術的審査料金を徴収することができる。

２　ハウスプラスは、前項の技術的審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

３　所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

第４章　審査員

（審査員）

第１３条　ハウスプラスは、次に該当する者（以下「審査員」という。）に技術的審査を行わせるものとする。

（１）住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第 13 条に定める評価員（ハウスプラスの職員以外に委嘱する評価員を含む。）で、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が実施する技術的審査に関する研修を受講し、ハウスプラスが選任した者。

（２）非住宅にあっては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 50 条に規定する適合判定員で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、機関が選任した者。

（３）住宅及び非住宅を含む複合建築物にあっては、住宅については第１号の審査員が行い、非住宅部分にあっては前号の審査員が行う。

２　評価員が技術的審査を行う建築物の範囲は、次の表各号の左欄に掲げる評価員に応じ、それぞれ当該各号の右欄に掲げる建築物とする。

評価員	技術的審査を行う建築物
（１）一級建築士若しくは建築基準適合判定資格者検定合格者又はこれらと同等以上の知識及び経験を有する者	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第３条第１項第１号から第４号までに掲げる建築物
（２）前号の左欄に掲げる者又は建築士第２条第３項に規定する二級建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	建築士法第３条の２第１項各号に掲げる建築物（前号に掲げる建築物を除く。）
（３）前号の左欄に掲げる者又は建築士法第２条第４項に規定する木造建築士若しくはこれと同等以上の知識及び経験を有する者	前２号に掲げる建築物以外の建築物

（秘密保持義務）

第１４条　ハウスプラスの役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第５章　技術的審査の業務に関する公正及び適正性の確保

（技術的審査の業務に関する公正の確保）

第１５条　ハウスプラスは、ハウスプラスの役員又はその職員（審査員を含む。以下本条において同じ。）が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないものとする。

２　ハウスプラスは、ハウスプラスの役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないものとする。

（１）設計に関する業務

（２）販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

（３）建設工事に関する業務

（４）工事監理に関する業務

３　ハウスプラスは、その役員又は職員（過去２年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが当該ハウスプラスの役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。

（１）技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合

（２）技術的審査の依頼に係る建築物について、前項各号のいずれかに掲げる業務を行った場合

４　技術的審査に係る業務の公正かつ適正性を確保するため、協会が必要と認めた場合に行う監査等に協力するものとする。

第６章　雑　　則

（帳簿の作成及び保存方法）

第１６条　ハウスプラスは、次の各号に掲げる事項を記載した技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

（１）依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

（２）技術的審査業務の対象となる建築物の名称

（３）技術的審査業務の対象となる建築物の所在地

（４）技術的審査の依頼を受けた年月日

（５）技術的審査を行った審査員の氏名

（６）技術的審査料金の金額

（７）第 11 条第１項の適合証の交付番号

（８）　第 11 条第１項の適合証の交付を行った年月日又は第 11 条第３項の通知書の交付を行った年月日

（９）技術的審査を行った認定基準の区分

２　前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

（帳簿及び書類の保存期間）

第１７条　帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各

号に定めるとおりとする。
（１）第 16 条第１項の帳簿　技術的審査の業務を廃止した日の属する年度から５事業年度
（２）技術的審査用提出図書（所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。）及び適合証の写し　適合証の交付を行った日の属する年度から５事業年度
２　ハウスプラスが技術的審査の業務の全部を廃止した場合において、業務を承継する他機関がある場合は、帳簿及び書類の保管を引き継ぐ。

（帳簿及び書類の保存及び管理方法）
第１８条　前条第１項各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあっては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。
２　前項の保存は、前条第１項１号に規定する帳簿への記載事項及び同２号に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

（事前相談）
第１９条　依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、ハウスプラスに相談をすることができる。この場合において、ハウスプラスは、誠実かつ公正に対応するものとする。

（電子情報処理組織等による方法）
第２０条　当機関が行う技術的審査の業務に関し受理又は交付する書類について、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）の受理又は交付によることができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）
第２１条　ハウスプラスは、前条に基づき電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（国土交通省等への報告等）
第２２条　ハウスプラスは、公正な業務を実施するために国土交通省等から業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

（附則）
第１条　この技術的審査業務規程は、平成２４年１２月４日より施行する。
第２条　この技術的審査業務規程は、平成２５年１月１１日より施行する。
第３条　この技術的審査業務規程は、平成２５年５月１０日より施行する。
第４条　この技術的審査業務規程は、平成２９年４月１日より施行する。
第５条　この技術的審査業務規程は、令和３年４月１日より施行する。
第６条　この技術的審査業務規程は、令和４年１０月１日より施行する。
第７条　この技術的審査業務規程は、令和５年１０月１日より施行する。ただし、この規程施行の日前に、この規程の改正前の規定に基づき協会に登録された審査員については、この規程の施行の日後に、この規程の改正後の規定に基づき機関が選任した審査員とみな

すことができる。

別表

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、１７桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○－○－○○－○○○○－○－○－○○○○○』

１～３桁目	登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）
４桁目	１：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施 ２：登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施 ３：登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施
５～６桁目	登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
７～１０桁目	適合証交付日の西暦
１１桁目	１：新築 ２：増築、改築、修繕、模様替 ３：空気調和設備等の設置 ４：空気調和設備等の改修 ５：その他
１２桁目	１：一戸建ての住宅 ２：共同住宅等での建築物申請 ３：(欠番) ４：住戸と非住宅の複合用途での建築物申請 ５：(欠番) ６：複合建築物の非住宅部分 ７：複合建築物の住宅部分 ８：非住宅
１３～１７桁目	通し番号（１２桁目までの数字の並びの別に応じ、００００１から順に付するものとする。）

※住戸と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、１～３桁目及び５～６桁目の付番は、登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとする。

別記様式1号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書

年　　月　　日

ハウスプラス住宅保証株式会社　宛

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に定める認定基準への適合性について、下記の建築物の技術的審査を依頼します。
この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】
- □ 法第54条第1項第1号関係
  - □ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
  - □ 一次エネルギー消費量に関する基準
  - □ その他の基準
- □ 法第54条第1項第2号関係（基本方針）
- □ 法第54条第1項第3号関係（資金計画）

【建築物の位置】

【建築物の名称】

【市街化区域等】
- □ 市街化区域
- □ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域

【建築物の用途】　□ 一戸建ての住宅　□ 非住宅建築物　□ 共同住宅等　□ 複合建築物

【建築物の工事種別】　□ 新築　□ 増築　□ 改築　□ 修繕又は模様替
□ 空気調和設備等の設置　□ 空気調和設備等の改修

【申請の対象とする範囲】
- □ 建築物全体
- □ 複合建築物の非住宅部分　□ 複合建築物の住宅部分

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】　年　　月　　日

※受付欄	※料金欄
年　月　日	
第　　号	
依頼受理者氏名	

＜登録住宅性能評価機関からのお願い＞
省エネ技術導入状況等について、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省等に提供することがございますのであらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

※別紙（注意）書きも低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書の一部となります。ご確認の上、ご申請願います。

（注意）

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
3. この依頼書に基づく契約の内容は、同依頼書、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書（電磁的方法による申請の場合・形式を含む）、ハウスプラス住宅保証株式会社が別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款及び低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づきます。なお、上記低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款及び低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程については、ハウスプラス住宅保証株式会社ウェブページ（URL：http://www.houseplus.co.jp/）をご確認ください。

別記様式2号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

適 合 証

依頼者の氏名又は名称 殿

ハウスプラス住宅保証株式会社

印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1．建築物の位置

2．建築物の名称

3．市街化区域等
- □ 市街化区域
- □ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域

4．建築物の用途
- □ 一戸建ての住宅 □ 非住宅建築物 □ 共同住宅等 □ 複合建築物

5．建築物の工事種別
- □ 新築 □ 増築 □ 改築 □ 修繕又は模様替
- □ 空気調和設備等の設置 □ 空気調和設備等の改修

6．申請の対象とする範囲
- □ 建築物全体
- □ 複合建築物の非住宅部分 □ 複合建築物の住宅部分

7．認定申請先の所管行政庁名

8．適合することを確認した認定基準
- □ 法第54条第1項第1号関係
  - □ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
  - □ 一次エネルギー消費量に関する基準
  - □ その他の基準
- □ 法第54条第1項第2号関係（基本方針）
- □ 法第54条第1項第3号関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	○○○－○－○○－○○○○－○－○－○○○○○
審査員氏名	

別記様式3号

低炭素建築物新築等計画の変更に係る技術的審査依頼書

年　　月　　日

ハウスプラス住宅保証株式会社　宛

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

下記の建築物ついて、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程第6条に基づき、変更の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

【計画を変更する建築物の適合証】

1. 適合証交付番号　　第　　号
2. 適合証交付年月日　　年　　月　　日
3. 適合証を交付した者
4. 変更の概要
5. 変更の対象となる認定申請書の申請日　　年　　月　　日

※受付欄	※料金欄
年　月　日	
第　　号	
依頼受理者氏名	

（注意）

1. 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
3. この依頼書に基づく契約の内容は、同依頼書、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書（電磁的方法による申請の場合・形式を含む）、ハウスプラス住宅保証株式会社が別に定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款及び低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づきます。なお、上記低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務約款及び低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程については、ハウスプラス住宅保証株式会社ウェブページ（URL：http://www.houseplus.co.jp/）をご確認ください。

別記様式4号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
適 合 証（変 更）

依頼者の氏名又は名称 殿

ハウスプラス住宅保証株式会社
印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1．建築物の位置
2．建築物の名称
3．市街化区域等　☐ 市街化区域
☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4．建築物の用途　☐ 一戸建ての住宅　☐ 非住宅建築物　☐ 共同住宅等　☐ 複合建築物
5．建築物の工事種別　☐ 新築　☐ 増築　☐ 改築　☐ 修繕又は模様替
☐ 空気調和設備等の設置　☐ 空気調和設備等の改修
6．申請の対象とする範囲　☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分　☐ 複合建築物の住宅部分
7．認定申請先の所管行政庁名
8．適合することを確認した認定基準
☐ 法第54条第1項第1号関係
☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
☐ 一次エネルギー消費量に関する基準
☐ その他の基準
☐ 法第54条第1項第2号関係（基本方針）
☐ 法第54条第1項第3号関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年　月　日
認定申請日	年　月　日
適合証交付年月日	年　月　日
適合証交付番号	○○○－○－○○－○○○○－○－○－○○○○○
審査員氏名	

別記様式5号

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第　　号
　　年　　月　　日

依頼者の氏名又は名称 殿

ハウスプラス住宅保証株式会社
印

別添の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により適合証を交付できませんので、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程第11条第3項に基づき、通知書を交付します。

（理由）

別記様式６号

申請等取り下げ願い

年　　月　　日

ハウスプラス住宅保証株式会社　殿

申請者、依頼者又は検査申込者の氏名又は名称

代表者の氏名

下記のサービスについて、貴社へ提出した申請を取り下げます。なお、取り下げにあたり、ハウスプラス住宅保証株式会社が定める各業務約款･業務規定等に基づく手続きを依頼するとともに、所定の取下げ手数料をお支払いします。

記

サービスの種類 瑕疵保険に関するサービスの取り下げは本紙ではできません	☐ 設計住宅性能評価 ☐ 建設住宅性能評価 ☐ フラット35適合証明（ 設計 ・ 中間 ・ 竣工 ） ☐ 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 ☐ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 ☐ BELS ☐ その他（　　）
住宅･工事･建築物名称	
建設地住所（地名地番）	
建築主の氏名又は名称	
ハウスプラス受付番号	

※ハウスプラス処理欄

【料金表】

1．工事種別【新築】における技術的審査の基本料金　新規申込み・変更申込み

1）住宅

（1）一戸建て住宅　又は　複合建築物の住宅部分（住戸数が１の場合）

（税込）

	・外壁、窓を通じての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準	・その他基準 ・基本計画 ・資金計画
延べ面積、階数によらず 一律	選択する区分の数によらず 1申請　一律　**42,900**円※	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 **1,100**円加算

※設計住宅性能評価（低炭素建築物認定基準を満たす場合に限る）と同時申請の場合は 11,000（税込）とする。

（2）共同住宅等の建築物全体　又は　複合建築物の住宅部分（住戸数が１の場合を除く）

※面積帯のレンジは付属建屋を含む延床面積（確認申請上の延床面積）

①住戸数が5戸以上の場合（住戸数が5戸以上～20戸未満の場合は20戸として算定いたします）

（税込）

	・外壁、窓を通じての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準	・その他基準 ・基本計画 ・資金計画
500㎡以下	選択する区分の数によらず **99,000**円＋**3,300**円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 **33,000**円加算
500㎡超～1,000㎡以下	選択する区分の数によらず **137,500**円＋**2,200**円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 **33,000**円加算
1,000㎡超～2,000㎡以下	選択する区分の数によらず **181,500**円＋**2,200**円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 **33,000**円加算
2,000㎡超～5,000㎡以下	選択する区分の数によらず **187,000**円＋**2,200**円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 **33,000**円加算
5,000㎡超～10,000㎡以下	選択する区分の数によらず **247,500**円＋**1,100**円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に一律 **55,000**円加算
10,000㎡超～	当社までお問合せ下さい	

②住戸数が2戸以上4戸以下の場合

（税込）

	・外壁、窓を通じての熱の損失の防止に関する基準 ・一次エネルギー消費量に関する基準	・その他基準 ・基本計画 ・資金計画
500㎡以下の場合	選択する区分の数によらず **40,700**円×住戸数	選択する区分の数によらず 左記の定価に **1,100**円×住戸数　を加算
500㎡超の場合	（共同住宅等）（２）建築物全体のみ、又は、建築物全体及び住戸の部分 ①住戸数が5戸以上の場合　に準じます（住戸数は20戸として算定します）	

※選択する認定基準の区分が「その他基準」「基本計画」「資金計画」の選択のみの場合は、別途見積りとする。
※設計住宅性能評価（低炭素建築物認定基準を満たす場合に限る）と同時申請の場合は 別途ご相談ください。

２．技術的審査のその他の料金

１）適合証の滅失、または汚損･破損による再発行
別途定める低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査サービス申込書を正副２部提出すること。

（税込）

再発行単位	料金
住戸	１住戸あたり　**5,500**円
建築物	１建築物あたり　**5,500**円

※一の申請における住戸ならびに建築物の再発行については、それぞれにおいて算定したものの合計額とする。

２）事前相談等に係わる費用を別途請求できるものとする。

３）技術的審査料金を減額するための要件
・当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
・依頼者が年間開発戸数の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行う場合。
・ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。

４）技術的審査料金適合審査を増額するための要件
・申請者の非協力その他当機関に帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。

５）技術的審査料金適合審査の取下げにおける実費の取扱いについて

（税込）

取下げのタイミング	取下げにおける実費
受付前	実費なし（全額ご返金）
受付後・質疑前	一律**5,500**円を実費とさせていただきます
ハウスプラスからの質疑書提出後	申込料金全額を実費とさせていただきます